養豚農業の振興に関する基本方針の公表について

養豚農業振興法（平成26年法律第101号）第３条第３項の規定に基づき、養豚農業の振興に関する基本方針を次のとおり変更したので、同条第５項の規定に基づき、公表する。

令和７年５月13日　　農林水産大臣　江藤　　拓

養豚農業の振興に関する基本方針

一　養豚農業の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

１　養豚農業の振興の意義

豚肉は、良質なタンパク質の供給源として、国民の食生活に不可欠な食品であり、手頃な値段で購入できるため、家庭料理の素材や外食メニューの定番として日常的に親しまれている。消費量も増加しており、このような豚肉の安定供給を通じて、養豚農業は国民の食生活の安定に貢献している。

また、豚肉は、食肉処理や加工、流通、販売等の裾野の広い関連産業を有しており、養豚農業は、雇用の維持・拡大などにより地域経済に貢献している。

さらに、養豚農業は、循環型社会の形成に寄与する可能性がある。例えば、化学肥料原料の大半を輸入に依存し、肥料価格が原料の国際価格等の影響を大きく受ける我が国において、養豚農業由来の堆肥の利用は、化学肥料を代替するものとして期待され、国産飼料の利用と併せて、地域資源の相互利用に資する。また、食品残さを原材料とする飼料（エコフィード）の利用は限りある資源の有効利用に資する。

このような豚の排せつ物の有効利用と国内由来飼料の利用増進は、飼料自給率を向上させ、輸入飼料への依存から脱却した、足腰の強い国内養豚農業の確立を可能にする。

２　養豚農業の課題

しかし、最近の養豚農業を取り巻く状況を見れば、豚枝肉卸売価格は比較的高い水準で推移してきたものの、生産コストの３分の２を占める飼料費を始め、設備投資費、獣医療費等の経費が 10 年前と比較しても高い水準にあるとともに、飼養衛生管理に係る作業時間の増加などにより、労働時間は増加傾向にあるなど、経営環境が厳しさを増していることもあり、農家戸数は年々減少している。

このため、生産コストの低減や生産性・収益性の向上とともに人材の確保や作業の省力化が課題となっている。

また、混住化の進展等によりますます深刻化する臭気に対する地域住民からの苦情問題や悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）への対応、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく硝酸性窒素等の一般排水基準への移行に向けた対応など、生産コストを抑えつつ的確な環境対策を行うことが課題となっている。

豚の伝染性疾病のうち、豚熱については、平成 30 年９月の岐阜県での発生以来、我が国で発生が急拡大し、我が国養豚農業に大きな影響をもたらした。令和元年 10 月からの飼養豚へのワクチン接種開始や飼養衛生管理の徹底等により、発生は散発的となっているものの、ワクチン接種県における発生もなお見られる状況である。また、アフリカ豚熱については、我が国では未発生であるものの、アジア各地で感染が拡大しており、我が国への侵入リスクがこれまでになく高まっている状況であることから、我が国への侵入防止及び発生予防対策に万全を期す必要がある。さらに、豚繁殖・呼吸器障害症候群（ＰＲＲＳ）や豚サーコウイルス感染症等の慢性疾病は、生産性を阻害する大きな要因となっているこ